

(5) 小規模校特別転入学制度（のびのびフレンドリースクール） (特認校制)

導入年度：平成11年度 対象校：小学校3校

福岡県北九州市

1 対象校付近の地域の概要

(1) 柄杓田^{ひしやくだ}小学校通学区域

柄杓田小学校は、平成12年度から特認校に指定。

門司区の東部に位置し、東側が周防灘に面し、三方を山に囲まれている。早春にはウグイスの音が響き渡り、初夏からはアカテガニが校庭を散歩し、徒歩5分の漁港にはコウイカが産卵に訪れるなど、自然の豊かな場所である。通学手段として、JR駅と柄杓田を結ぶ私営バスがある。

(2) 合馬^{おうま}小学校通学区域

合馬小学校は、平成11年度から特認校に指定。

小倉南区の南西部の谷あいの合馬川沿いに位置する。山には竹林を中心に雑木林が続き、川にはサワガニやホタルなどの生き物が多く生息している。初春には、梅が一斉にほころび、ウグイスの鳴き声が響き渡る観光名所である。通学手段として、私営バスが通る幹線道路と合馬を結ぶ「おでかけ交通（※）」がある。

※ 「おでかけ交通」

北九州市では、バス路線が廃止された地区などの交通不便地区（4地区）を対象に、タクシー会社等がマイクロバスやジャンボタクシーを運行する「おでかけ交通」を実施している。

(3) 河内^{かわち}小学校通学区域

河内小学校は、平成11年度から特認校に指定。

八幡東区の市街地から南へ約6km離れた河内貯水池のそばに位置する。周囲を山や水田に囲まれ、多くの昆虫や野鳥が生息し、野草や樹林、竹林が緑豊かに茂り、生きた教材の宝庫。初夏には、ホタルが舞う市民の憩いの場である。通学手段として、JR駅と河内を結ぶ私営バスがある。

2 制度の概要

(1) 制度創設の背景

北九州市の児童数は、長期にわたって減少傾向にあり、郊外の小学校においても小規模化（6学級以下）が進み、複式学級となる状況がいくつかの学校で見られた。このような中、小規模化が進む学校へ通学区域外から児童が入学できるようにし、一定の児童数を確保していくため、「通学区域制度の弾力的運用について」（平成9年1月27日付け文初小第78号初等中等教育局長通知）の趣旨を踏まえながら、平成11年度に学校選択の機会の提供の一つとして「小規模校特別転入学制度（のびのびフレンドリースクール）」を創設した。

(2) 制度の概要・利用条件等

保護者の希望があり、かつ教育的な効果が期待できる場合に、通学状況や生活指導面などを十分配慮した上で、指定学校変更許可の手続きを経て特認校（3校）に限り、

転入学を認める。ただし、次の条件を全て満たす必要がある。

- ① 各特認校の教育活動に賛同する保護者の児童であること。
- ② 原則として公共交通機関を利用して児童が自力でおおむね1時間以内で通学できること。また、通学にかかる交通費などは、すべて保護者が負担すること。
- ③ 1年以上の通年通学であること（夏季間や冬季間など、限定した短期間の転入学は不可とする。）。

(3) 制度の目的

制度の目的は、自然に恵まれた土地柄を利用した、次のような特色ある教育活動等を実践することにある。

- ① 市街地に居住する児童に対し、のびのびとした心身の健康増進を図る。
- ② 市街地に居住する児童に対し、豊かな人間性と自然を愛する心、他人を思いやる心などを育成する。
- ③ 市街地に居住する児童に対し、人と自然に親しむ体験活動の機会を提供する。
- ④ 郊外に居住する児童に対し、市街地に居住する児童との交流の場を提供する。
- ⑤ 郊外の学校における児童の確保や、地域の活性化を図る。

3 事務の流れ

例年、12月中旬～翌年1月中旬に市の広報誌やホームページ等で募集し、1月下旬に面談を実施し、2月中旬までに転入学を決定する（指定学校変更許可の手続きが必要）。転入学は4月1日である。

在学児童の場合		新入学児童の場合	
区分	事務内容	区分	事務内容
保護者	申込書を在籍学校長に提出。	保護者	申込書を住所地の区役所の子ども・家庭相談コーナーに提出。
在籍学校	申込書に意見を記入し指導第一課に送付。	子ども・家庭相談コーナー	申込書を指導第一課に送付。
指導第一課	転入学希望先の学校長に連絡し、児童と保護者の面談を実施。面談結果意見書を子ども・家庭相談コーナーに送付。面談結果を保護者、在籍学校長、転入学希望学校長に連絡。	指導第一課	転入学希望先の学校長に連絡し、児童と保護者の面談を実施。面談結果意見書を子ども・家庭相談コーナーに送付。面談結果を保護者、入学予定学校長、転入学希望学校長に連絡。
保護者	指定学校変更許可申請書を子ども・家庭相談コーナーに提出。	保護者	指定学校変更許可申請書を子ども・家庭相談コーナーに提出。
子ども・家庭相談コーナー	提出書類を審査のうえ、指定学校変更許可書を作成し、保護者に交付。指定学校変更許可書を学事課に送付。	子ども・家庭相談コーナー	提出書類を審査のうえ、指定学校変更許可書を作成し、保護者に交付。指定学校変更許可書を学事課に送付。
保護者	指定学校変更許可書を転入学許可先の学校に提出。	保護者	指定学校変更許可書を転入学許可先の学校に提出。

4 全校児童数・制度利用児童数

(各年5月1日現在)

年 度			11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
柄 杓 田 小 学 校	全 校 児 童 数	(人)	30	23	24	22	23	22	21	19	27	25	23
	制 度 利 用 児 童 数	(人)		1	1	2	2	3	4	4	7	4	4
	割 合	(%)		4.3	4.2	9.1	8.7	13.6	19.0	21.1	25.9	16	17.4
合 馬 小 学 校	全 校 児 童 数	(人)	59	64	66	67	61	63	56	60	62	56	57
	制 度 利 用 児 童 数	(人)	10	13	14	19	14	11	8	15	20	19	23
	割 合	(%)	16.9	20.3	21.2	28.4	23.0	17.5	14.3	25.0	32.3	33.9	40.4
道 原 小 学 校※	全 校 児 童 数	(人)	19	18	22	17	15	9	11	12	15		
	制 度 利 用 児 童 数	(人)		2	2	2	1	2	2	1	3		
	割 合	(%)		11.1	9.1	11.8	6.7	22.2	18.2	8.3	20.0		
河 内 小 学 校	全 校 児 童 数	(人)	29	30	33	27	25	24	37	30	31	27	26
	制 度 利 用 児 童 数	(人)	16	21	22	15	17	14	22	19	19	16	17
	割 合	(%)	55.2	70.0	66.7	55.6	68.0	58.3	59.5	63.3	61.3	59.2	65.4
合 計	全 校 児 童 数	(人)	88	135	145	133	124	118	125	121	135	108	106
	制 度 利 用 児 童 数	(人)	26	37	39	38	34	30	36	39	49	39	44
	割 合	(%)	29.5	27.4	26.9	28.6	27.4	25.4	28.8	32.2	36.3	36.1	41.5

※ 平成20年3月に閉校。

5 評価等

(1) 制度導入後の成果

制度利用児童は増加傾向にあり、またその90%以上が継続して就学している。地元住民から好意的に受け止められており、「地域に活気が出てきた」などの意見もある。

(2) 制度導入後の問題

特認校が過疎地域に位置するため、公共交通機関（私営バス）の路線廃止や減便などの影響を受けやすい。

— 本事例の問い合わせ先 —
北九州市教育委員会 企画課
TEL 093-582-2357